

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	羽曳野市 (272221)
地域名 (地域内農業集落名)	誉田地区 (誉田東・誉田西)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	8.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	7.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	3.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

<p>誉田地区は羽曳野市北東部に位置し、西名阪自動車道(高速道路)が隣接している。本市の特産品である「いちじく」と水稲が栽培されている地域である。当該地域の一部の農道は狭隘で、効率的な営農のための車輛による搬入・搬出が困難なほ場がある。将来的には基盤整備事業の必要性も検討すべきである。</p> <p>また、当該地域はいちじくの主な生産地域ではあるが、栽培に係る剪定枝の処分費用の負担が大きく、経営を圧迫している。加えていちじくはアライグマ、タヌキ、カラスなどの有害鳥獣に食害されるため対策が必要である。</p> <p>近年ではいちじく栽培を希望する新規参入者が若干名現れているため、当該地域は他の地域に比べると新規参入しやすい地域ではあるが、離農者数はその数を上回っている。アンケート結果からも、後継者問題について約6割が農業後継者がいない又は未確定という結果になったことから、担い手不足の問題に直面している。</p>
--

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>当該地域で生産されている「いちじく」を後世に残していくため、本市内外から当該地域の農地を利用する者を確保する。新規就農者が参入しやすい環境を作っていくため、栽培方法についてマニュアルの作成を目指し、また新規参入者が就農する際は、地域が出来る限り協力して新規参入者に地域の決まり事などを伝える仕組みを構築する。</p> <p>当該地域はいちじくだけでなく水稲も栽培していることから、水稲の栽培も継続していき、農地の保全に努める。</p> <p>上記の課題で示したとおり当該地域には一部狭隘な農道があることから、今後、老朽化や効率的営農のために整備が必要であると判断した時点で、基盤整備事業の実施を検討する。</p> <p>今後も農道の整備や離農した者の農地について話し合いを継続していき、離農者の農地については現在就農している者に集積・集約が可能か判断し、農地利用の効率化の向上を図る。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<p>誉田地区の農地利用は認定農業者・認定新規就農者などの中心経営体及びこれらを目指す者、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に集積・集約を行い、中心経営体(担い手)の受入れを促進する。                  営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出ていただけるよう、農業委員とも連携を図る。</p>			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	21 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<p>担い手が利用する農地面積の筆数及び面積は23筆で約2.3ha(令和6年度時点)                  意向調査にて貸付意向が判明した農地を中心に10年後の令和16年度までに中心経営体及び新規参入者に集積し、農地の集約率向上を図る。</p>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
主に認定農業者や認定新規就農者及びこれらを目指す者に優先的に集積・集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地バンク(大阪府みどり公社)に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
将来、老朽化や効率的営農のために整備が必要であると判断した時点で、基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
<p>本市の特産品である「いちじく」を積極的にPRし、販売経路等の安定を確保することで新規参入者の経営安定に寄与する。新規就農者についてはJAや行政等の関係機関が必要な支援を行えるサポート体制を構築し、新規就農者の経営の安定化を図る。                  いちじくについては栽培方法のマニュアル作成を目指し、新規参入をしやすい環境づくりを目指す。</p>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

【①鳥獣被害防止対策】

いちじくに対してアライグマ等の被害が拡大しないよう罠(専用捕獲機)を設置するとともに、被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築するよう検討する。

【⑩その他】

大阪版認定農業者支援事業を活用し、剪定枝を処分する機械の導入を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	A	果樹、野菜	1.3 ha	ha	果樹、野菜	1.3 ha	ha	A	
認就	B	果樹、野菜	0.3 ha	ha	果樹、野菜	0.5 ha	ha	B	
認就	C	果樹、野菜	0.1 ha	ha	果樹、野菜	0.1 ha	ha	C	
認就	D	果樹、野菜	0.1 ha	ha	果樹、野菜	0.2 ha	ha	D	
利用者	E	果樹、水稻	0.4 ha	ha	果樹、水稻	0.4 ha	ha	E	大阪版認定農業者
利用者	F	果樹	0.1 ha	ha	果樹	0.1 ha	ha	F	大阪版認定農業者
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		2.3 ha	0 ha		2.6 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。